

平成29年10月26日

会員各位

公益社団法人松山市シルバー人材センター

### 任意の傷害保険加入について（ご案内）

会員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃から安全・適正就業の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、会員の皆様がセンターから提供された仕事に就業する際、センターや発注者とは雇用関係がなく労働関係法規の適用はございません（労働者派遣事業を除く）。従って、就業中や就業先との往復の事故などにより傷害を被った場合は、労災保険の適用となりませんが、センターでは皆様が安心して就業できるようにセンターの経費において団体傷害保険に加入いたしております。

この度ご案内させていただく保険は、就業中及び就業先との往復途上中の事故によるケガで入院や通院等をした場合、センターが加入している団体傷害保険の保険金に、約款で定められた保険金額が日数に応じて合算して支払われるものです。

つきましては、この機会に任意傷害保険の趣旨をご理解いただきまして、一人でも多くの会員の皆様に加入して頂ければ幸いに存じます。

### 記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1 保険の概要     | 裏面『任意傷害保険の概要』を参照  |
| 2 加入方法      | 同封の『 <u>払込取扱票</u> 』に必要事項を記入して、 <u>直接、郵便局にて保険料を納入してください。</u> |
| 3 払込取扱票記入事項 | 会員番号、氏名、フリガナ、生年月日、性別  |
| 4 保険料       | 2,400円/年（平成29年12月1日～平成30年12月1日）                             |
| 4 払込期限      | 11月20日（月）まで（期限厳守）   |

\* なお、11月21日以降にお申込みされる場合（中途加入）は、期間により保険料・締切日等が異なりますので、事務局へ払込取扱票を取りに来て頂くようお願いいたします。保険料額については、裏面「6. 中途加入の場合の保険料表」をご参照ください。

# 任意傷害保険の概要

## 1. 保険が適用される範囲

(ア)	センターの提供した仕事の就業中
(イ)	(ア)の場所と会員の住居との間の通常経路往復

## 2. 補償内容（センターが加入している傷害保険に上乗せされる保険金額）

(ア) 死亡保険金	3 3 3万円
(イ) 後遺障害保険金	3 3 3万円以内
(ウ) 入院保険金	2, 0 0 0円（日額）（180日限度）
(エ) 通院保険金	1, 0 0 0円（日額）（90日限度）

※後遺障害保険金は、1～7級に該当した場合のみ支払対象となります。

## 3. 保険料

年払い保険料 2, 4 0 0円（中途加入の場合、申込月により保険料額が異なります。）

## 4. 保険期間

平成29年12月1日午後4時から平成30年12月1日午後4時まで

## 5. 備考

- (1) 傷害保険及び賠償保険は、故意又は重大な過失がある場合には、適用されません。
- (2) 就業中又は途上におけるケガや事故発生時には、速やかに事務局へ連絡してください。

## 6. 中途加入の場合の保険料表

○保険料の払込日が毎月20日までの場合 ⇒ 翌月1日から保険開始！

○保険終期はすべて平成30年12月1日午後4時まで

保険料払込日	保険開始日	保険料
平成29年11月1日～平成29年11月20日	平成29年12月1日	2, 4 0 0円
平成29年11月21日～平成29年12月20日	平成30年1月1日	2, 2 0 0円
平成29年12月21日～平成30年1月19日	平成30年2月1日	2, 0 0 0円
平成30年1月22日～平成30年2月20日	平成30年3月1日	1, 8 0 0円
平成30年2月21日～平成30年3月20日	平成30年4月1日	1, 6 0 0円
平成30年3月22日～平成30年4月20日	平成30年5月1日	1, 4 0 0円
平成30年4月23日～平成30年5月18日	平成30年6月1日	1, 2 0 0円
平成30年5月21日～平成30年6月20日	平成30年7月1日	1, 0 0 0円
平成30年6月21日～平成30年7月20日	平成30年8月1日	8 0 0円
平成30年7月23日～平成30年8月20日	平成30年9月1日	6 0 0円
平成30年8月21日～平成30年9月20日	平成30年10月1日	4 0 0円
平成30年9月21日～平成30年10月19日	平成30年11月1日	2 0 0円